

高知県工業技術センターにおける競争的研究費等に係る内部監査実施マニュアル

制定 令和5年6月27日

高知県工業技術センター最高管理責任者（所長）

このマニュアルは、「高知県工業技術センターにおける競争的研究費等の不正防止計画」に基づき、高知県工業技術センター（以下「センター」という。）における競争的研究費等に関する業務及び会計について、センターが自ら行う内部監査手順をまとめたものである。

1 内部監査員

- (1) 最高管理責任者は、競争的研究費等に直接かかわっていない職員のうちから二名以上の内部監査員を指定するものとする。
- (2) (1)で指定された内部監査員のうち一名以上は研究企画課職員の中から指定しなければならない。
- (3) 最高管理責任者は、監査責任者を置くものとし、(1)の内部監査員の中から最高管理責任者が指定する者をもって充てる。
- (4) 監査責任者は、内部監査員を指揮するとともに、内部監査を総括する。

2 内部監査員の権限等

- (1) 監査対象事業の関係者（以下「監査対象者」という。）に対し、諸帳簿及び諸資料（以下「証拠書類」という。）の提出並びに事実の説明及び報告を求める。
- (2) 必要に応じて、監査対象者以外の者に対し、立会、意見等を要求する。
- (3) (2)の要求を受けた者は、正当な理由なくしてこれを拒否又は虚偽の回答をしてはならない。

3 内部監査員の遵守事項

- (1) 内部監査はすべて事実に基づいて行い、その判断及び意見の表明を行うに当たっては、公正不偏の態度を保持しなければならない。
- (2) 内部監査により知り得た事項を漏らし、又は自ら利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (3) 内部監査の実施及び監査記録並びに報告書の作成については、内部監査の重要性に鑑み、十分な注意を持って行わなければならない。

4 前年度事業内部監査の実施

- (1) 競争的研究費等の交付対象事業ごとに少なくとも年一回、証拠書類の確認等を行う。
- (2) 必要があると認めるときは、実際の競争的研究費等の使用状況や納品状況等の事実関係に係関係者への質問・聴取、証拠書類と現物との実査等により調査することができる。
- (3) 最高管理責任者から内部監査の要求があったときは、その要求に係る事項につい

て内部監査をしなければならない。

5 当該年度事業内部監査の実施

- (1) 研究進捗ヒアリングに出席し、研究の進捗や予算執行について意見を述べることができる。
- (2) 予算執行が研究計画に比して著しく遅れている研究者へのヒアリングを行う。
- (3) 納品後の物品等の現物確認を行う。

6 内部監査の報告

- (1) 監査責任者は、内部監査終了後、内部監査員の報告を取りまとめ、速やかに内部監査報告書を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 監査責任者は、最高管理責任者に報告した内部監査結果について、担当課長に通知しなければならない。

7 改善の措置

- (1) 最高管理責任者は、内部監査の結果により競争的研究費等の執行について必要な是正改善の措置を講じるものとする。
- (2) 担当課長は、是正改善の措置を求められたときは、直ちにその措置を講じるとともに、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。